

長瀬町自転車用ヘルメット 購入費補助金のご案内

交通安全意識の高揚及び交通事故による被害の軽減を図るため、
自転車用ヘルメットを購入した方に対し、町が費用の一部を補助します



物価高騰の影響を受けている方を支援するための事業のため、令和7年度限りの補助金です！！



補助金の申請
ができる方

- **令和7年4月1日(火)から令和8年2月28日(土)まで**にヘルメットを購入していること
- 町内に居住している方であること
- 申請にあたり、**誓約**及び**同意事項**を承諾できる方
* 誓約及び同意事項の内容は申請書裏面をご覧ください。

補助対象となる
ヘルメット

- SGマーク等の安全基準に適合していること
- 新品のものであること
- 町内に居住している者が使用するものであること

補助割合

実支出額の1/2(上限2千円) * 100円未満の端数は切捨て

補助金申請の提出先
とお問い合わせ先

長瀬町

総務課
自治振興担当

〒369-1392 長瀬町大字本野上1035-1
TEL:0494-66-3111(内線213)
E-mail:somu@town.nagatoro.saitama.jp

申請方法

下記の書類を用意して総務課に提出してください。

※この補助金は、1人につき1回のみ申請することができます。

必要書類		申請時の注意事項
①	申請書兼請求書	○町HPでダウンロード 又は 窓口で配布します。 ○補助金は銀行振り込みで交付します。 振込先口座（申請者本人名義ものに限ります。）を誤りのないよう記入してください。 ○申請書裏面の誓約・同意事項を必ず確認してください。
②	新品のヘルメットを購入したことを証する書類	○宛名、購入日、金額、領収日、販売店等が確認できる領収書の写し等（宛名は、原則として申請者と同一としてください。） ※インターネット等で購入した際も必ず必要となります。領収書の発行方法は販売店に確認してください。
③	SGマーク等の安全基準に適合していることがわかる書類	○保証書、取扱説明書、SGマーク等が付された現物の写真等
④	その他町の求める書類 ※申請内容により別途指示します	○電子メールで提出する場合は、公的身分証明書（運転免許証やマイナンバーカード等）の写しを添付してください。

窓口又は郵送で申請する

「申請書兼請求書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、総務課窓口にて持参又は郵送により提出してください。

予算の上限に達した場合は、申請期限前に受付を終了することがあります！！

電子メールで申請する

『申請書兼請求書』に必要事項を入力の上、電子データ化した必要書類を添えて、電子メールにより提出してください。この際、電子メールの件名は『ヘルメット購入補助金申請』としてください。
提出メールアドレス：somu@town.nagatoro.saitama.jp

申請期限：令和8年3月13日(金)まで

よくある質問

回答

子どもが2人いるのですが、2個購入しても補助金の対象となりますか？

○ ヘルメット利用者1人につき1個分に対し補助を行います。それぞれ申請書を提出していただければ、2個とも補助対象となります。

ヘルメット利用者が未成年者等の場合、申請者は保護者で良いですか？

○ 申請者は保護者としてください。

以前に購入したヘルメットでも、補助金の対象になりますか？

× 対象期間内に購入をしたヘルメットが対象となります。

中古品でも補助金の対象になりますか？

× 新品のヘルメット購入費が補助対象となります。

ヘルメットの領収書に、今回の補助金申請とは関係のない物が含まれていても、添付書類として有効ですか？

○ 当該領収書で、今回の申請対象となるヘルメットの金額及び数量が確認できれば、添付書類として使用できます。ただし、附属品の購入費、送料及び振込手数料は対象外です。

必要書類は、領収書ではなく、レシートでは無効ですか？

△ 領収書を原則としますが、やむを得ずレシートになる場合は、現物が確認できるものを必ず添付してください。

3,500円のヘルメットを購入しても、2,000円の補助金がもらえるのですか？

× 3,500円のヘルメットを購入した場合、**1,700円**【3,500円×1/2（100円未満切り捨て）】が補助金額となります。4,000円以上のものを購入した場合に、2,000円を補助します。

詳しくはホームページ
をご覧ください ⇒

長瀬町ホームページ

<https://www.town.nagatoro.saitama.jp/news/58240>

